

(整理番号 1913)

長野地方最低賃金審議会長野県計量器等専門部会(第2回)議事要旨

開催日時	令和元年9月18日 10:00～11:10		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
議題	1 金額等審議について 2 その他		
<p>1 金額等審議について</p> <p>(1) 事務局から配布資料について説明があった。</p> <p>(2) 金額以外 金額以外の適用地域、適用使用者、適用労働者、算入しない賃金については、昨年と同様とすることとされた。</p> <p>(3) 基本的な考え方、金額提示(現行時間額872円) 最初に労働者代表委員からは、地域最賃と同様に最低賃金法第1条(最低賃金法の目的。賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保に資することなど。)を基本としながらも、特定最賃の優位性もあり、対象産業を盛り上げ、維持発展させるべく審議すべきこと、ここ数年、地域最賃と特定最賃の金額差が縮まっていることに歯止めをかけていきたいこと、人出不足や人材不足を鑑みれば、産業の持続的な発展を考え、はん用機等特定最賃との格差を縮める方向で議論したいといった意見、主張があった。</p> <p>次に使用者代表委員からは、大原則に立ち返り生計費、賃金支払状況、支払能力を重視すべきこと、昨今、企業をまわっても製造業の落ち込み、特に半導体の落ち込みが目立ち、日銀短観等各種調査でも製造業は落ち込んでいることから本件特定最賃を大幅に引き上げる環境にはないこと、今年度県最賃がプラス27円と大幅に引き上げられ、未満率や影響率の数値が高いことから中小企業は大きな影響を受けており、県最賃の底上げの一方、県最賃と特定最賃の間の差額は圧縮していくような方向で検討して欲しいといった意見、主張があった。</p> <p>その後、協議の結果、最終的には、 労働者代表側 28円引き上げの時間額900円</p>			

使用者代表側 12円引き上げの時間額884円
以上がそれぞれ適当である旨の金額提示が行われたものの、協議が整わなかったもの。

2 その他

次回本部会は、令和元年9月24日午前10時から開催することとなった。また、労働者代表側委員から、「2019年電機 累積構成比の推移（就業形態全て）」の資料提出があった。

配布資料

- No. 1 長野地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿(はん用機械器具等)
- No. 2 特定最低賃金専門部会運営規程 (はん用機械器具等)
- No. 3 長野県賃金実態調査結果報告書(はん用機械器具等)
- No. 4 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業,船用機関製造業最低賃金の改正決定について (平成30年9月25日付け報告文写)
- No. 5 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業,船用機関製造業最低賃金の改正決定について(平成30年9月25日付け答申文写)